

総行市第131号  
平成18年9月15日

各都道府県  
住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する質疑応答集について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第298号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第109号）及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号）の施行に関し、職務上の参考とするため、別添のとおり「住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する質疑応答集」をとりまとめましたので通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する質疑応答集

(問1) 住民基本台帳法(以下「法」という。)第11条第1項に規定する「国又は地方公共団体の機関」には、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人は該当しないものと解してよいか。

(答え) お見込みのとおり。

(問2) 法第11条第1項に規定する請求書及び第11条の2第1項の申出書の様式如何。

(答え) 別紙1、2、3を参考とされたい。

(問3) 法11条第2項第2号に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称」については、どの程度具体的に記載することを要するか。

(答え) 具体的な記載内容については、市町村長の判断によるものであるが、「法令で定める事務の遂行のために必要である旨」を明らかにするためには、当該請求を必要とする事務の内容を示せば足り、例えば、「犯罪捜査のため」等と記載することが考えられる。また、「その根拠となる法令の名称」は、「刑事訴訟法第197条第2項」等と記載することが考えられる。

(問4) 法第11条第3項及び第11条の2第12項に規定する、市町村長による公表について、具体的な方法は市町村長が適当と認める方法によることとしてよいか。

(答え) お見込みのとおり。

(問5) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置について、法第11条の2第1項において「その活動に必要な限度において」と規定されていることから、特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし、保護措置を申し出た支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧

に供する取扱いとして差し支えないか。

(答え) お見込みのとおり。

(問6) 委託を受けて閲覧を行う場合に、閲覧して入手した住民の個人情報  
委託元にも提供するとしている場合、委託元は実際に閲覧を行うわけ  
はないが、共同して申出を行う取扱いとすべきと考えるが、どうか。

(答え) お見込みのとおり。

(問7) 閲覧の申出に係る調査研究の内容が、公益性の高いものと営業目的な  
どの公益性が高いと考えられないものの双方を含む場合に、全体として  
閲覧の申出を認めないこととしてよいか。

また、その後、閲覧の申出に係る調査研究の内容を公益性が高いと考  
えられるものに限った内容に変更した場合については、閲覧の申出を認  
めることとして差し支えないか。

(答え) 前段お見込みのとおり。営業目的などの公益性が高いと考えられ  
ないものを含む調査研究については、全体として公益性が高いと認められ  
ないものと思料。

後段お見込みのとおり。ただし、どのような調査研究活動を行うかは  
申出者が決定すべきものであり、閲覧申請に係る調査研究の質問項目に  
つき、市町村長において強制的に削除・変更等を行うことはできないこ  
とに留意されたい。

(問8) 法第11条の2第1項第2号に規定する「公共的団体」とはどのよ  
うな団体を指すのか。

(答え) 「公共的団体」とは、公共的な活動を営む団体といい得るものであれば  
足り、法人であるか否かは問わない。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に規定する  
普通地方公共団体の長が指揮監督することができる「公共的団体等」に  
ついては、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商  
工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社  
等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポー  
ツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を行うも

のはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされている（昭和24年2月7日行政実例等）。

法第11条の2第1項第2号に規定する「公共的団体」についても、同様の団体が該当するもの。

（問9）住民基本台帳に記載されている住民本人が、自分の記載されている箇所についての閲覧を申し出た場合（本人による閲覧）、住民票の写しの交付により対応することとし、閲覧申出は認めないこととしてよいか。

（答え）お見込みのとおり。

（問10）本人による閲覧ではないが、自己の住所地に第三者が住所を設定していないかを確認するため等特段の事情がある場合に、自己の住所に係る閲覧を認めることはできるか。

（答え）お見込みのとおり。

（問11）法第11条の2第1項第3号に規定する「訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認」とはどのような事例を想定しているのか。

（答え）訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する場合のほか、以下のような場合を想定している。

- ・マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要があつて、他に手段がない場合
- ・間違つた郵便物が配達されるといった事情がある場合に、自らの住所に勝手に住所をおいている者がいないかどうかを確認したいといった申出があつた場合

（問12）法第11条の2第1項第3号に規定する「市町村長が定めるもの」について、どのような形式により定めるのがよいか。

（答え）規則、要綱等により定めることが適當である。

（問13）法第11条の2第2項に規定する事項を明らかにさせるために、市

町村長が適当と認める書類として、財団法人日本世論調査協会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会等による証明書を用いることとしてもよいか。

(答え) 市町村長の判断により、それらの証明書を用いることも差し支えないが、特定の法人の証明書の提出がなければ申出を認めないような運用は適当でない。

(問 1 4) 法第 1 1 条の 2 第 2 項第 4 号の「閲覧事項の管理の方法」を審査した結果、閲覧事項の適切な管理ができない恐れがあると判断されるときは、同条第 1 項による当該申出は相当と認められないとして、閲覧させないこととしてよいか。

(答え) お見込みのとおり。

(問 1 5) 個人閲覧事項取扱者にかかる申出は、任意の形式で氏名及び住所、利用の目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な旨を記載して提出させることとしてよいか。

(答え) お見込みのとおり。

(問 1 6) 省令第 2 条第 3 項第 2 号に規定する照会書の様式如何。

(答え) 別紙 4 を参考とされたい。

(問 1 7) 法第 1 1 条の 2 第 8 項に規定する勧告や同条第 9 項又は第 1 0 項に規定する命令を行う場合、口頭で行うこととしてよいか。

(答え) 文書により行うことが適当である。

(問 1 8) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準(以下「公益性告示」という。)第 1 号に規定する「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」とはどのような者を指すのか。

(答え) 公益性告示第1号に規定する「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」とは、個人情報保護に関する法律第50条に規定する「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」と同様の者を指す。

すなわち、「報道機関」とは、報道を業として行う者をいい、「放送機関、新聞社、通信社」は報道機関の例示であり、報道機関はこれに限らないもの。したがって、例えば、報道週刊誌その他の報道雑誌等を刊行している出版社は当然報道機関に含まれるものであり、また、新聞、報道雑誌等の紙媒体、放送等の音声・映像に限らず、電光掲示板、インターネット等、技術の進展等に伴い、今後も様々な報道媒体が登場する可能性があるが、そのような媒体の如何を問わない。

(問19) 公益性告示第3号に規定する「他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなど」について、「他の機関等」による利用とは、どのようなものか。

(答え) 公益性告示第3号にいう「他の機関等」における利用は、一般企業・団体・個人による利用を排除するものではないが、営利目的での閲覧ができないこととされた改正法の趣旨から、営利を目的とした利用は含まれないものと解される。

(問20) 改正後の法に定める事務のうち、行政手続法第2条第2号に規定する処分に該当するものはどれか。

(答え) 以下の事務が行政手続法上の処分に該当するものと解する。

- ・ 法第11条の2第1項の閲覧申出を認めないこととすること
- ・ 法第11条の2第4項の個人閲覧事項取扱者を承認しないこと
- ・ 法第11条の2第9項及び第10項の命令
- ・ 法第11条の2第11項の報告徴収

(問21) 閲覧にかかる手数料について、適正な額とは、どのように考えるべきか。

(答え) 閲覧にかかる手数料の額をどのように設定するかについては、各市町村の判断によるものではあるが、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべきもの。

(問 2 2) 改正法施行前に行われた閲覧請求について、実際に閲覧を行う日が施行日以降となった場合、改正前と改正後のいずれの閲覧制度によるべきか。

(答え) 閲覧の日が施行日以降である場合については、改正後の閲覧制度によるものであり、施行日より前に行われた閲覧請求については、施行日より前に対応を完了することが望ましい。

なお、閲覧請求の時点では、施行日より前に対応を完了する予定であったものについて、何らかの事情により、閲覧日が施行日以降となってしまった場合においては、改正後の申出の手続きを改めて行わせることが必要である。

#### 【具体的事例について】

(問 2 3) 法第 1 1 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく閲覧申出について、利用の目的が法令に基づく事務の遂行のためである場合は、当該活動は公益性が高いものと解してよいか。

(答え) 法第 1 1 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する調査研究に該当するのかどうかの判断を行うに当たっては、当該調査研究が公益性が高いものであるかを、調査の実施主体・調査内容・調査目的・委託関係等を総合的に勘案して、市町村長において判断されるもの。

なお、法令に基づいて実施される調査研究については、特段の事情がない限り、公益性が高いものと考えられるところ。

(問 2 4) 国又は地方公共団体からの委託を受けて実施される調査研究については、公益性が高いものと解してよいか。

(答え) 法第 1 1 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する調査研究に該当するのかどうかの判断を行うに当たっては、当該調査研究が公益性が高いものであるかを、調査の実施主体・調査内容・調査目的・委託関係等を総合的に勘案して、市町村長において判断されるもの。

なお、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施される調査研究については、その調査結果が国又は地方公共団体の施策の企画・立案に利用されることが見込まれることから、特段の事情がない限り、公益性が高いものと考えられるところ。

(問 2 5) 町内会・自治会が行う、敬老の日の祝い品贈呈対象者の抽出、老人会入会資格年齢到達者の抽出のために行う住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、法第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により閲覧が認められうるか。

(答え) お見込みのとおり。

なお、個別具体的な申請について、閲覧を認めることができるかどうかの判断は、市町村長が行うもの。

(問 2 6) 報道機関や学術研究機関が行う閲覧調査の場合において、調査結果に基づいて公表されるものばかりではなく、内部資料等に利用される場合が見受けられるが、このような目的での閲覧については認めないこととすべきか。

(答え) 個別具体的な申請について、閲覧を認めることができるかどうかの判断は、市町村長が行うものであるが、公益性告示第 1 号又は第 2 号に該当しない調査研究であっても、その成果が社会に還元されると認められる特段の事情がある場合には、閲覧を認めて差し支えない。

(問 2 7) 民間企業による市場調査であっても、調査は統計的手法を用いたものであり、調査結果が報道機関を通じて広く公表され、国や地方公共団体や学術研究機関においても利用されることが見込まれるなど、公益性が高く、公益性告示第 3 号に該当し、閲覧を認めることができる場合があると考えるが、どうか。

(答え) 個別具体的な申請について、閲覧を認めることができるかどうかの判断は、市町村長が行うものであるが、民間企業による市場調査であっても、公益性告示第 3 号に該当し、閲覧を認めることができる場合がありうるものとする。

ただし、営利目的の調査研究は公益性が高いとは認められないと考えられることから、営利を目的とした市場調査は認められないものと解される。

(問 2 8) 公益法人が民間の調査会社に調査を委託して実施する、スポーツ活動に関するアンケート調査について、調査を行うために必要な限度にお

いて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出があった場合、調査結果が広く公表され、当該調査結果が中学校の教科書に掲載されるなどという場合においては、この調査結果が社会に還元されており、当該調査が公益性が高いため、公益性告示第3号に該当するか。

(答え) お見込みのとおり。

なお、個別具体的な申請について、社会に還元されているといえるかどうかの判断は、公益性告示に照らして市町村長が行うもの。